

高知市公衆浴場における配置及び衛生措置等の基準に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>本則 (趣旨) 第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づく公衆浴場の設置の場所の配置の基準及び法第3条第2項の規定に基づく公衆浴場について営業者の講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 一般公衆浴場 同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。 (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。 (一般公衆浴場の設置の場所の配置基準) 第3条 法第2条第3項に規定する条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準のうち一般公衆浴場に係るものは、当該一般公衆浴場と最寄りの既設の一般公衆浴場との設置の場所の中心部間の距離が直線で300メートル以上保たれていることとする。ただし、市長が、土地の状況、人口の密度、利用者の便宜等を参酌し、公衆衛生上必要であると認めるとき又は支障がないと認めるときは、この限りでない。 (認定を受ける義務) 第4条 法第2条第1項の規定により一般公衆浴場の経営の許可を受けようとする者は、あらかじめ、公衆浴場の設置の場所を図示し、前条に規定する距離が保たれていることについての市長の認定を受けなければならない。</p>	<p>本則 (趣旨) 第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づく公衆浴場の設置の場所の配置の基準及び法第3条第2項の規定に基づく公衆浴場について営業者の講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 一般公衆浴場 同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。 (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。 (一般公衆浴場の設置の場所の配置基準) 第3条 法第2条第3項に規定する条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準のうち一般公衆浴場に係るものは、当該一般公衆浴場と最寄りの既設の一般公衆浴場との設置の場所の中心部間の距離が直線で300メートル以上保たれていることとする。ただし、市長が、土地の状況、人口の密度、利用者の便宜等を参酌し、公衆衛生上必要であると認めるとき又は支障がないと認めるときは、この限りでない。 (認定を受ける義務) 第4条 法第2条第1項の規定により一般公衆浴場の経営の許可を受けようとする者は、あらかじめ、公衆浴場の設置の場所を図示し、前条に規定する距離が保たれていることについての市長の認定を受けなければならない。</p>

旧	新
<p>2 前項の認定を受けた者が、認定を受けた後、6月以内に法第2条第1項の規定による許可申請をしなかったときは、その認定は、効力を失う。 (適用除外)</p> <p>第5条 第3条及び前条第1項の規定は、経営しようとする一般公衆浴場が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 法第2条の2第1項の規定に基づき既設の一般公衆浴場の営業者の地位を承継した者又は既設の一般公衆浴場の施設を譲り受けた者が引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>(2) 既設の一般公衆浴場の営業者が当該一般公衆浴場の施設を新築し、増築し、又は改築して引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)による土地の収用等により、従前の場所において一般公衆浴場を経営することができなくなった営業者が、当該場所に近接する別の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>第6条 法第3条第2項に規定する条例で定める公衆浴場について営業者の講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「衛生措置等の基準」という。)のうち一般公衆浴場に係る構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、かつ、双方及び外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(2) 脱衣室及び浴室には、それぞれ開放できる窓又は換気設備を設けること。</p> <p>(3) 下足場、脱衣室、浴室その他の入浴者が直接利用する場所には、十分な照度を得ることができる照明設備を設けること。</p> <p>(4) 脱衣室には、入浴者の衣類及び携帯品を適切に保管することができる設備を設けること。</p> <p>(5) 洗い場には、通常の入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を設けること。</p>	<p>2 前項の認定を受けた者が、認定を受けた後、6月以内に法第2条第1項の規定による許可申請をしなかったときは、その認定は、効力を失う。 (適用除外)</p> <p>第5条 第3条及び前条第1項の規定は、経営しようとする一般公衆浴場が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>(1) 法第2条の2第1項の規定に基づき既設の一般公衆浴場の営業者の地位を承継した者又は既設の一般公衆浴場の施設を譲り受けた者が引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>(2) 既設の一般公衆浴場の営業者が当該一般公衆浴場の施設を新築し、増築し、又は改築して引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)による土地の収用等により、従前の場所において一般公衆浴場を経営することができなくなった営業者が、当該場所に近接する別の場所において一般公衆浴場を経営しようとするとき。</p> <p>第6条 法第3条第2項に規定する条例で定める公衆浴場について営業者の講ずべき入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「衛生措置等の基準」という。)のうち一般公衆浴場に係る構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、かつ、双方及び外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(2) 脱衣室及び浴室には、それぞれ開放できる窓又は換気設備を設けること。</p> <p>(3) 下足場、脱衣室、浴室その他の入浴者が直接利用する場所には、十分な照度を得ることができる照明設備を設けること。</p> <p>(4) 脱衣室には、入浴者の衣類及び携帯品を適切に保管することができる設備を設けること。</p> <p>(5) 洗い場には、通常の入浴者数に応じた十分な数の給水栓及び給湯栓を設けること。</p>

旧	新
<p>(6) 洗い場の床面は、不浸透性の材料を用い、適当な<u>勾配</u>を設けること。</p> <p>(7) 浴槽の総面積は、男女各浴室ごとに3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(8) 浴槽は、洗い場で使用された湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しない構造とすること。</p> <p>(9) 便所は、入浴者の利用しやすい場所に男女別に設けること。</p> <p>(10) 浴槽水を循環させる構造のものにあっては、ろ過器(浴槽水を再利用するために、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)等を設置すること。</p> <p>(11) サウナ室を設ける場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア サウナ室は、男女別に設けること。</p> <p>イ サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること。</p> <p>ウ サウナ室には、温度調節装置及び温度計を設けること。</p> <p>エ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を設けること。</p> <p>オ 蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とすること。</p> <p>(12) 屋外に浴槽を設ける場合は、第1号から第10号までに定めるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア 屋外の浴槽及び当該浴槽に附帯する通路等は、男女別に設け、かつ、その境界には障壁を設ける等双方及び外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>イ 屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、レジオネラ症防止のため、別表の1構造設備の基準の表に定める措置を講ずること。</p> <p>第7条 前条に定めるもののほか、一般公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(6) 洗い場の床面は、不浸透性の材料を用い、適当な<u>勾配</u>を設けること。</p> <p>(7) 浴槽の総面積は、男女各浴室ごとに3.3平方メートル以上とすること。</p> <p>(8) 浴槽は、洗い場で使用された湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しない構造とすること。</p> <p>(9) 便所は、入浴者の利用しやすい場所に男女別に設けること。</p> <p>(10) 浴槽水を循環させる構造のものにあっては、ろ過器(浴槽水を再利用するために、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)等を設置すること。</p> <p>(11) サウナ室を設ける場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア サウナ室は、男女別に設けること。</p> <p>イ サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること。</p> <p>ウ サウナ室には、温度調節装置及び温度計を設けること。</p> <p>エ サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を設けること。</p> <p>オ 蒸気又は熱気の放出口及び放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とすること。</p> <p>(12) 屋外に浴槽を設ける場合は、第1号から第10号までに定めるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア 屋外の浴槽及び当該浴槽に附帯する通路等は、男女別に設け、かつ、その境界には障壁を設ける等双方及び外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>イ 屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、レジオネラ症防止のため、別表の1構造設備の基準の表に定める措置を講ずること。</p> <p>第7条 前条に定めるもののほか、一般公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>

旧	新
<p>(1) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障がない温度に保ち、かつ、十分な換気を行うこと。</p> <p>(2) 浴場内の施設、設備、備品等は、毎日清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。</p> <p>(4) 入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとし、使用済みのものを放置させないこと。</p> <p>(5) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(6) 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により業務に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、レジオネラ症防止のため、別表の2措置の基準の表に定める措置を講ずること。この場合において、<u>同表第11号</u>の水質検査の結果、規則で定める基準を超えていた場合は、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準)</p> <p>第8条 その他の公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係るもの(以下「個室付き浴場」という。)を除く。)に係る衛生措置等の基準のうち構造設備の基準は、第6条各号に掲げる一般公衆浴場の基準のとおりとする。ただし、市長が、当該その他の公衆浴場の利用目的、利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>2 個室付き浴場に係る衛生措置等の基準のうち構造設備の基準は、第6条第2号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げる一般公衆浴場の基準のほか、次に掲げるとおりとする。この場合において、脱衣室と浴室とに区画されていない形態の個室付き浴場にあつては、衣類の着脱の用に供する部分を脱衣室と、入浴の用に供する部分を浴室とみなして、当該基準を適用する。</p>	<p>(1) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障がない温度に保ち、かつ、十分な換気を行うこと。</p> <p>(2) 浴場内の施設、設備、備品等は、毎日清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。</p> <p>(4) 入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとし、使用済みのものを放置させないこと。</p> <p>(5) <u>おおむね7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(6) 感染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により業務に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、レジオネラ症防止のため、別表の2措置の基準の表に定める措置を講ずること。この場合において、<u>同表第13号</u>の水質検査の結果、規則で定める基準を超えていた場合は、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準)</p> <p>第8条 その他の公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係るもの(以下「個室付き浴場」という。)を除く。)に係る衛生措置等の基準のうち構造設備の基準は、第6条各号に掲げる一般公衆浴場の基準のとおりとする。ただし、市長が、当該その他の公衆浴場の利用目的、利用形態等を考慮し、衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>2 個室付き浴場に係る衛生措置等の基準のうち構造設備の基準は、第6条第2号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げる一般公衆浴場の基準のほか、次に掲げるとおりとする。この場合において、脱衣室と浴室とに区画されていない形態の個室付き浴場にあつては、衣類の着脱の用に供する部分を脱衣室と、入浴の用に供する部分を浴室とみなして、当該基準を適用する。</p>

旧	新
<p>(1) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、それぞれ十分な広さとすること。</p> <p>(2) 浴室には、使用の都度湯水を取り替えることができる浴槽を設けること。</p> <p>(3) 浴室には、注ぎ水を常時供給することができる設備を設けること。</p> <p>(4) 個室は、外部(浴場内の通路を除く。)から内部を見通すことができない構造とすること。</p> <p>(5) 個室は、浴場内の通路から室内を十分に見通すことができる構造とすること。</p> <p>(6) 個室内の照明設備の点滅装置は、当該個室の外に設けること。</p> <p>(7) 個室の出入口の扉等は、施錠できない構造とすること。</p> <p>(8) サウナ設備を設ける場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア サウナ設備は、入浴者が内部から開閉できる構造とすること。</p> <p>イ サウナ設備には、温度調節装置及び温度計を設けること。</p> <p>ウ 放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とすること。</p> <p>第9条 前条第1項に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室付き浴場を除く。)の衛生措置等の基準は、第7条各号に掲げる一般公衆浴場の基準のとおりとする。ただし、同条第5号に規定する基準は、入浴者が衣類を着用する等風紀上支障がないと認められる場合は、適用しない。</p> <p>2 前条第2項に定めるもののほか、個室付き浴場に係る衛生措置等の基準は、第7条各号(第7号を除く。)に掲げる一般公衆浴場の基準のほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 浴槽には清浄な浴槽水を供給し、使用の都度換水すること。</p> <p>(2) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を貼り付け、又は置かないこと。</p> <p>(3) 従業者に風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、それぞれ十分な広さとすること。</p> <p>(2) 浴室には、使用の都度湯水を取り替えることができる浴槽を設けること。</p> <p>(3) 浴室には、注ぎ水を常時供給することができる設備を設けること。</p> <p>(4) 個室は、外部(浴場内の通路を除く。)から内部を見通すことができない構造とすること。</p> <p>(5) 個室は、浴場内の通路から室内を十分に見通すことができる構造とすること。</p> <p>(6) 個室内の照明設備の点滅装置は、当該個室の外に設けること。</p> <p>(7) 個室の出入口の扉等は、施錠できない構造とすること。</p> <p>(8) サウナ設備を設ける場合は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>ア サウナ設備は、入浴者が内部から開閉できる構造とすること。</p> <p>イ サウナ設備には、温度調節装置及び温度計を設けること。</p> <p>ウ 放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とすること。</p> <p>第9条 前条第1項に定めるもののほか、その他の公衆浴場(個室付き浴場を除く。)の衛生措置等の基準は、第7条各号に掲げる一般公衆浴場の基準のとおりとする。ただし、同条第5号に規定する基準は、入浴者が衣類を着用する等風紀上支障がないと認められる場合は、適用しない。</p> <p>2 前条第2項に定めるもののほか、個室付き浴場に係る衛生措置等の基準は、第7条各号(第7号を除く。)に掲げる一般公衆浴場の基準のほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 浴槽には清浄な湯水を供給し、使用の都度換水すること。</p> <p>(2) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を貼り付け、又は置かないこと。</p> <p>(3) 従業者に風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

旧	新
<p>別表</p> <p>1 構造設備の基準</p> <p>(1) <u>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒ができる構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を置くこと。</u></p> <p>(3) <u>連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。</u></p> <p>(4) <u>ろ過器等により浴槽水を循環させる設備にあつては、浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。</u></p> <p>(5) <u>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</u></p> <p>(6) <u>オーバーフロー回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための槽をいう。以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下埋設を避け、清掃及び消毒が容易に行える位置又は構造になっていること。</u></p> <p>(7) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以</u></p>	<p>別表</p> <p>1 構造設備の基準</p> <p>(1) <u>貯湯槽の構造設備は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>ア 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水を消毒できる設備が備えられていること。</u> <u>イ 完全に排水できる構造であること。</u></p> <p>(2) <u>ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。</u></p> <p>(3) <u>連日使用している浴槽水は、浴槽の水面下で補給される構造であること。</u></p> <p>(4) <u>ろ過器等により浴槽水を循環させる設備にあつては、浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。</u></p> <p>(5) <u>浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、原則として浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。</u></p> <p>(6) <u>オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水をいう。以下同じ。）及びオーバーフロー回収槽（オーバーフロー水を回収し、貯留するための槽をいう。以下「回収槽」という。）の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管（オーバーフロー水を回収槽へ送るための配管をいう。以下同じ。）を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が設けられていること。</u></p> <p>(7) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以</u></p>

旧	新
<p>下「気泡発生装置等」という。)の<u>空気取入口から土ぼこりが入らないような構造</u>であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 屋内の浴槽と屋外の浴槽との間は、配管等を通じて、屋外の浴槽の湯が屋内の浴槽の湯に混じることのない構造であること。</p> <p>2 措置の基準</p> <p>(1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</p> <p>(4) 浴槽は、毎日完全に換水して清掃すること。ただし、循環式浴槽を使用している場合であってこれにより難しいときは、1週間に1回以上完全に換水して清掃すること。</p> <p>(5) 循環式浴槽を使用している場合にあっては、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>下「気泡発生装置等」という。)の<u>構造設備は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>ア 空気取入口から土ぼこり等が入らないような構造</u>であること。</p> <p><u>イ 点検、清掃及び排水が可能</u>であること。</p> <p>(8) <u>水位計を設置するに当たっては、配管内を洗浄及び消毒できる構造とし、又は配管等を要しないセンサー方式のものを設置すること。</u></p> <p>(9) <u>調節箱は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。</u></p> <p>(10) <u>配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造</u>であること。</p> <p>(11) 屋内の浴槽と屋外の浴槽との間は、配管等を通じて、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混じることのない構造であること。</p> <p>2 措置の基準</p> <p>(1) 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。</p> <p>(2) 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(3) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。</p> <p>(4) 浴槽は、毎日完全に換水して清掃すること。ただし、循環式浴槽を使用している場合であって、これにより難しいときは、1週間に1回以上完全に換水して清掃すること。</p> <p>(5) 循環式浴槽を使用している場合にあっては、1週間に1回以上、ろ過器内の汚れを逆洗浄等の方法により十分に排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な方法で生物膜の除去及び消毒を行うこと。</p> <p>(6) <u>年に1回程度、循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うこと。</u></p>

旧	新
<p>(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用するものとし、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該措置に係る測定の結果を、当該測定の日から3年間保管すること。ただし、<u>原水若しくは原湯の性質</u>その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 遊離塩素による消毒 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。</p> <p>イ 結合塩素のモノクロラミンによる消毒 浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。</p> <p>(7) 前号本文の場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤は原則としてろ過器の直前に投入すること。</p> <p>(8) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(9) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。 (新設)</p> <p>(10) <u>洗い場の湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するための調節箱は、定期的に清掃を行うこと。</u></p> <p>(11) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあっては1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）水質検査を行い、規則で定める基準に適合していることを確認するとと</p>	<p>(7) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用するものとし、次に掲げる消毒方法の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずるとともに、当該措置に係る測定の結果を、当該測定の日から3年間保管すること。ただし、<u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業若しくは同条第6項に規定する専用水道により供給される水のみを原水及び原湯として使用し、循環式浴槽を使用せず、かつ、入浴者ごとに浴槽水を完全に換水する場合、原水若しくは原湯の性質</u>その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 遊離塩素による消毒 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中0.4ミリグラム程度に保ち、かつ、当該濃度が1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。</p> <p>イ 結合塩素のモノクロラミンによる消毒 浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定して、当該濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。</p> <p>(8) 前号本文の場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤は原則としてろ過器の直前に投入すること。</p> <p>(9) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(10) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(11) <u>水位計配管は、定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(12) 調節箱は、定期的に<u>生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(13) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水にあっては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあっては1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）水質検査を行い、規則で定める基準に適合していることを確認するとと</p>

旧	新
<p>もに、当該検査結果は検査の日から3年間保管すること。_____</p> <p>(12) <u>回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水の塩素消毒等を行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 打たせ湯、シャワー及び気泡発生装置等の設備には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。</p> <p>(14) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。</p> <p>(15) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>備考</p> <p>(新設)</p> <p>1 この表において「逆洗浄」とは、湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>もに、当該検査結果は検査の日から3年間保管すること。<u>ただし、水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道により供給される水のみを原水及び原湯として使用し、循環式浴槽を使用せず、かつ、入浴者ごとに浴槽水を完全に換水する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(14) <u>オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。</u></p> <p>(15) <u>気泡発生装置等は、適宜清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。</u></p> <p>(16) <u>シャワー設備は、適宜通水し、清掃を行うこと。</u></p> <p>(17) 打たせ湯、シャワー及び気泡発生装置等の設備には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。</p> <p>(18) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。</p> <p>(19) 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。</p> <p>備考</p> <p>1 この表において「貯湯槽」とは、<u>原湯等を貯留する槽をいう。</u></p> <p>2 この表において「逆洗浄」とは、湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。</p> <p>3 この表において「集毛器」とは、<u>浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪又は比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。</u></p> <p>4 この表において「循環配管」とは、<u>湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。</u></p> <p>5 この表において「調節箱」とは、<u>洗い場の湯栓又はシャワーに送る</u></p>

旧	新
<p><u>2</u> この表において「生物膜」とは、配管内部，ろ材等に付着した微生物が増殖し，それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。</p> <p><u>3</u> この表において「循環式浴槽」とは，温泉水及び水道水の使用量を少なくする等の目的で，浴槽水をろ過器等を<u>用いてろ過し，循環させる構造の浴槽をいう。</u></p> <p><u>4</u> この表において「循環配管」とは，湯水を浴槽とろ過器等との間で<u>循環させるための配管をいう。</u></p>	<p><u>湯の温度を調節するための槽をいう。</u></p> <p><u>6</u> この表において「生物膜」とは，配管内部，ろ材等に付着した微生物が増殖し，それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。</p> <p><u>7</u> この表において「循環式浴槽」とは，温泉水及び水道水の使用量を少なくする等の目的で，浴槽水をろ過器等を<u>通して循環させる構造の浴槽をいう。</u></p> <p>(削る)</p>